

【ABC 消費者情報 Vol. 92】

◎「損害保険金の利用を口実に自宅修理の勧誘」にご注意を！

業者が屋根を見せてと訪問し、「瓦が割れているが、損害保険の保険金で修理ができる」などと勧誘される住宅修理工事の相談が寄せられています。トラブルが起きることもありますのでご注意ください。

■相談事例

○訪問してきた業者から保険金で屋根の工事ができると言われた。無料で見積ってもらい、保険金を請求したが不安になった。クーリング・オフしたいと連絡したら、業者から「できない」と言われ、高額な解約料を請求された。

○業者が訪問し、「屋根瓦が割れている。保険を使って修理ができる」と説明。1枚割れているのは気付いていたが、複数枚割れているとのこと。不審に思った。

■アドバイス

○請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったケースや、高額な解約料を請求されたケースがあります。

○自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡しましょう。

○工事を依頼する際は、複数の業者から見積もりを取りましょう。

○訪問販売で契約した場合、クーリング・オフできる場合があります。

○不安に感じるがあれば、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■バックナンバーはこちら

(スマホ・PC版)

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html)

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611